

東京家政大学・東京家政大学短期大学部における 研究費の運営・管理に関する行動規範

令和7年4月1日

東京家政大学・東京家政大学短期大学部 学長

東京家政大学及び東京家政大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、「東京家政大学・東京家政大学短期大学部研究不正防止規程」に基づき、公的研究費を含む全ての研究費の運営・管理に関する行動規範を以下の通り定める。

本学における研究活動及びその運営・管理に関わる全ての教職員等（以下、「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、研究費の使用及び運営・管理にあたり、関係する法令・通知及び本学の諸規程等を遵守しなければならない。
2. 構成員は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
3. 構成員は協力して相互の理解と密接な連携を図り、研究費の不正使用をはじめとした研究活動における不正行為を未然に防止するよう努めなければならない。
4. 研究者は、研究費の交付の目的に従って誠実に研究活動を行い、計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
5. 研究者は研究活動を行うにあたり、自身の研究活動の透明性を確保し、研究活動及び研究費の使用に関する判断や使途に関する説明責任を果たさなければならない。また、事務職員は、研究費の運営・管理に関する自身の判断に対し説明責任を負う。
6. 構成員は、研究活動に関する関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。